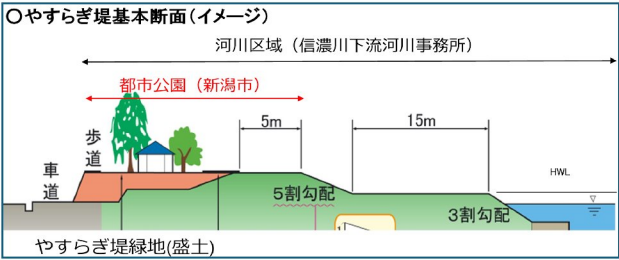


質問	回答
1 左岸エリアの特徴について	左岸(古町側)は住宅・マンションが集積しているエリアです。 商業地エリアの右岸と比べて落ち着いた雰囲気があり、ローケーションも良い空間です。
2 施設使用協議により可能となる活動について	下記のような営業活動を行う場合に申請が必要となります。 ・行商、募金その他これらに類する行為 ・業として行う写真又は映画の撮影 ・イベントなど ・協議会、集会、展示会、博覧会などの開催
3 使用が認められていない行為(禁止事項)について	下記のような利用については使用が認められていません。 ・利用区域及びその周囲を損傷し又は汚損すること ・竹木を伐採し又は植物を採取すること ・土地の形質を変えること ・鳥魚若しくは獣を捕獲し、又は殺傷すること ・火気を扱うこと(火気を使用したい場合、別途協議を要する) ・事前に本市と確認した以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止めおくこと ・法令又は公序良俗に反する行為 ・煙や匂いを発したり、過度な光を用いるなど、周辺施設等に迷惑となる行為 ・騒音または大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為 ・勧誘、キャッチセールス等の行為 ・その他、利用区域内の管理運営上支障があると認められるもの
4 学校や地域の行事にかかわるイベント活動について	やすらぎ堤右岸は、小学校の総合学習の一環としてマルシェイベントの出店などが開催されたこともあります。 左岸においても、同様に地域活動の場として活用できます。
5 左岸の利用事例について	これまで、ヨガ、ドローン、水辺体験キャンプ・SUP教室などのイベント利用実績があります。
6 キッチンカー出店の可否について	出店可能です。 ※配置場所については協議が必要です。
7 イベント利用における留意事項について	普段発生しない匂いや音は苦情の原因になりかねないため、イベントの企画にあたっては、周辺住民へ事前の周知・ご理解をいただいたうえで開催をお願いします。
8 左岸区域周辺における周辺のトイレについて	他門川公園(中央区礎町通上1)と八千代橋から350m上流側にあります。
9 イベント利用時の電気について	原則は、ご自身の発電機などをお持ちいただき電力を確保していただくことをお願いします。

10 堤防の天端など都市公園の範囲を使用する場合について	堤防の天端など都市公園の範囲を使用する場合は、施設使用協議のほかに都市公園占用許可も必要となります。 窓口：中央区役所建設課管理係 
11 施設使用協議にかかわる手数料について	施設使用協議に係る手数料は発生しません。 ただし、堤防の天端など都市公園の範囲を使用する場合は、都市公園占用許可に係る使用料が発生します。
12 施設使用協議の手続き期間について	提出書類の受理から、協議書の回答及び契約手続きまでの事務処理期間は概ね2～3週間程度です。 書類の提出は、使用日の1カ月半前を目安にお願いします。
13 都市公園占用許可申請及び使用料について	申請には、申請様式、占用物件面積一覧、事業概要、位置図、詳細位置図などが必要となります。 使用料は占用面積や日数などによって変わります。 詳しくは、公園管理者の中央区役所建設課管理係へご相談ください。
14 施設使用協議のほかに必要な手続きについて	【都市公園占用許可申請】 堤防の天端など都市公園の範囲を使用する場合、都市公園占用許可が必要となります。 窓口：中央区役所建設課管理係 【建築確認申請】 建築物を設置する場合、申請が必要となります。 窓口：建築部建築行政課 【河川占用一時使用届出】 新潟市が協議資料をもとに河川事務所へ提出します。 ※その他内容に応じて別途協議が必要なる場合があります。